

組織に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あそびとまなび研究所（以下、「当法人」という。）の事務局について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の所掌事務)

第2条 事務局は次の事務をつかさどる。

- (1) 定款及びその他諸規程等に関すること
- (2) 理事会の庶務に関すること
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること
- (5) 予算及び決算に関すること
- (6) 現金、預金の出納及び保管に関すること
- (7) ウェブサイトの運営及び管理に関すること
- (8) 当法人の広報に関すること
- (9) 会員の研修及び登録等に関すること

(職制)

第3条 事務局に事務局長を置く。

- 2 必要がある場合、事務局に契約職員を置くことができる。

(職責)

第4条 理事長は、当法人の事務局を統括する。

- 2 事務局長は、理事長の命を受けて、第2条の事務を行う。

(決裁)

第5条 当法人の所掌事務の決裁権者は、理事長とする。

附則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。